

第3回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和5年9月25日（月）8時56分～9時25分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（10名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳
⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○尾上 進 ○石原 岩雄
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

⑧馬見新 貢

5 議事日程

議案第42号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
報告第3号 農地の転用事実に関する照会の報告について
議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 大野 裕人
管理係長 鍋藤 雄太
主査 岩崎 展幸
主査 高口 良輔
主任 川畑 幸博
○農政課 主事 京田 雄哉

議長 (田嶋 輝男)

それでは、若干早いですが総会の方始めてよろしいでしょうか。

委員 ～はいの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、只今から第3回定例農業委員会総会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、6番牛堀佐喜子委員、7番園田勇一委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第3回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。私は9月5日、鹿児島市で常設審議委員会、及び農業会議第1回臨時総会があり、局長と2人、出席いたしております。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、議案第42号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは議案第42号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和5年第9号について説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
なしということですが、よろしいですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第5、報告第1号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

報告第1号、農地の転用事実に関する照会の報告について鹿児島地方法務局出水出張所登記官より別紙農地についての照会が、1件ありましたので報告します。これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

それでは、整理番号1の案件についてご説明します。地目は畑、面積は161㎡、変更後の地目は雑種地です。現地確認につきましては、令和5年8月21日、石原岩雄農地利用最適化推進委員と事務局2名で行いました。申請地の隣地に昭和45年頃から住居が建っており、申請地はその頃から通路として利用されていました。本件は転用許可を要するものですが、転用後20年以上経過しているため、非農地と認められ、本件土地を耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいと確認し、農地以外の現況であったこと、原状回復命令を行わないことを回答しております。以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。本件については、登記官に対し、農地に該当しない旨回答したことを報告します。

議長 (田嶋 輝男)
日程第6、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（高口 良輔）

議案第 43 号についてご説明いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。今回農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 4 件です。

整理番号 1 について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、親族間の所有権移転登記に伴い、譲渡人である弟から譲受人である姉に受贈するものです。取得後は、申請地に甘藷を耕作される計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号 2 について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲受人が親族である譲渡人から農地を受贈するものです。取得後は、申請地に甘藷を耕作される計画であり、労働力等につきましても週 1 日の頻度で耕作をしているとのことであり、農機具の保有も含めて許可要件を全て満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号 3 について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲渡人が高齢となり労力不足となったことから、申請地の近隣に農地を所有している譲受人に経営移譲するものです。登記地目は田ですが現況は畑となっており、取得後は、申請地に甘藷・かぼちゃを耕作される計画であり、労働力等につきましても許可要件を満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号 4 について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、譲受人が住宅の建築に伴い、親族である譲渡人から農地を受贈するものです。取得後は、申請地に家庭菜園をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

つきましては、各案件ともに農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

1 番委員（久保 秀幸）

議案第 43 号にかかる調査は、9 月 8 日に、5 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上で報告を終わります。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10 番委員（中野 和徳）

番号 3 について、地目は田ですが現在畑であるということですが、工事土砂の処分場かなにかになっているような気がするんですが、畑として使われる予定なんですか。畑の用途としては違うような気がするんですけども。

事務局（高口 良輔）

代理人の話によると、今後土砂の整地をしたうえで、甘藷を耕作したいとのことであります。事務局としても状況を注視していきたいと考えております。

事務局（岩崎 展幸）

補足して説明いたします。申請地の隣地については、田から畑にする目的で利用目的変更届が出されております。申請地につきましても、これと関連し、畑として利用する目的で埋め立てがなされていると考えております。

10 番委員（中野 和徳）

当議案に反対の立場ではありませんが、見たところ畑の利用には見えないなあと思ったものですから、念のため質問しました。

議長（田嶋 輝男）

事務局は、番号 3 については、現場視察し定期的に進捗を確認してください。ほかにございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

無いようですのでお諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第 7、議案第 44 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

但し、3 番高原熊夫委員、及び山平俊治推進委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、議案第 44 号 令和 5 年 農用地利用集積計画書 第 9 号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は令和 5 年 9 月 29 日となります。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしということですので、お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に議事参与分を審議いたしますので、3番高原熊夫委員は退席を願います。

(3番高原熊夫委員退席)

議長 (田嶋 輝男)

事務局、説明をお願いします。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。計画書は2ページ目の2番から4番になります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

なしということですが、よろしいですか。

5番委員 (白濱 和利)

今、3番委員が退席しましたが、申請者が委員の娘さんであるということを皆さん知らないんじゃないか、なぜ退席するののかとと思っている方がいると思います。そのあたりの説明をお願いします。

事務局（川畑 幸博）

当該案件については、議事参与案件ということで、高原委員には退席をしていただきましたけれども、住所等が同じで、親族にあたる場合については、議事参与案件にあたるとなっておりますので、そういう旨で退席をしていただいたところでございます。

議長（田嶋 輝男）

よろしいですか。私も知りませんでした。

5番委員（白濱 和利）

些細なことですが指摘しておいた方がよいと思い発言しました。申請者は認定新規就農者であり、熱心に農業をがんばっておられます。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑等ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

無いようですので、お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
高原熊夫委員の着席を認めます。
（3番高原熊夫委員着席）

議長（田嶋 輝男）

引き続き、議事参与分を審議いたしますので、山平推進委員は退席を願います。
（山平農地利用最適化推進委員退席）

議長（田嶋 輝男）

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、引き続き説明をさせていただきます。計画書は2ページの5番になります。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
無しということですので、お諮りいたします。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
山平推進委員の着席を認めます。
(山平農地利用最適化推進委員着席)

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、そのほかに、皆さん方から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)
ございません。

議長 (田嶋 輝男)
それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 25 分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
